

平成 29 年度第 2 回 上越市子どもの権利委員会 次第

○と き 平成 29 年 10 月 3 日 (火)

午前 9 時 30 分から

○ところ 春日謙信交流館集会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 上越市第 2 期子どもの権利基本計画事業の平成 29 年度上半期の進捗状況について

(2) 子どもの貧困について

(3) その他

4 閉 会

**【配付資料】**

- ・上越市第 2 期子どもの権利基本計画事業の平成 29 年度上半期の進捗状況について **【資料No. 1】**
- ・子どもの貧困対策の推進に向けた取組状況について **【資料No. 2】**
- ・子どもの貧困について（国、県の計画等） **【資料No. 3（参考）】**

上越市子どもの権利委員会委員名簿（第5期）

敬称略

選出区分		氏 名	選出団体
第1号	学識経験者	うめの まさのぶ 梅野 正信	国立大学法人上越教育大学
		おおくぼ あきこ 大久保 明子	新潟県立看護大学
第2号	関係行政機関 の職員	さとう ひろし 佐藤 洋	上越児童・障害者相談センター
第3号	事業者	くまた かずこ 熊田 和子	上越商工会議所
第4号	教育関係者等	こやま しげる 小山 茂	上越市小学校長会
		ふるさわ ひろゆき 古澤 博之	上越市中学校長会
		くまくら はじめ 熊倉 肇	新潟県高等学校長協会高田地区高等学校長会
		ならおか ゆたか 奈良岡 裕	新潟県立上越特別支援学校
		たかはし としなり 高橋 俊成	上越市私立保育園協会
		かねこ たかこ 金子 孝子	上越少年サポートセンター
第5号	P T A等の代 表者	こばやし けい 小林 桂	上越市小中学校P T A連絡協議会
第6号	子ども支援活 動団体の代表 者	なかだ のりお 仲田 紀夫	上越市町内会長連絡協議会
		こんどう たかこ 近藤 隆子	上越市民生委員・児童委員協議会連合会
		はた しゅうじ 秦 周司	上越人権擁護委員協議会
		ほそやま あつこ 細山 厚子	C A P ・ じょうえつ
		わかばやし あきよ 若林 明代	特定非営利活動法人マミーズ・ネット
		ほんどう さとみ 本道 さとみ	上越助産師会
第7号	公募に応じた 市民	いわい ふみひろ 岩井 文弘	
		くらつじ ただとし 倉辻 忠俊	
		ほしの じゅんこ 星野 純子	

任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

## 上越市第2期子どもの権利基本計画事業進捗管理表

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度			関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課	
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	上半期の実績	下半期の予定			
1 子どもの権利を大切にすること意識づくり															
1 子どもの権利の知識の普及と意識の啓発						【評価指標】子どもの権利条例の認知度(大人) 24%⇒44% 【評価指標】子どもの権利の内容の認知度(大人) 21%⇒44% 【評価指標】「えがお」の学習を知っている保護者の割合 16%⇒58%									
		1		子どもの権利チラシの配布	子どもの権利の普及・啓発のため、子育てをしている人向け、子どもに関わる人向け、一般市民向けの3種類のチラシを様々な機会を捉えて配布する。	市民の子どもに対する権利と知識を高める。	チラシ配布枚数	・子育てをしている人向け =7,200枚/年 ・子どもに関わる人向け =1,160枚/年 ・一般向け =平成24年度に全戸配布	・子育てをしている人向け =7,200枚/年 ・子どもに関わる人向け =2,300枚/年 ・一般向け =計画期間中に1回全戸配布	啓発チラシをより多くの人に配布していくことで、市民全体の子どもに対する権利を大切にすること意識を高める。	子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種会合などの機会を捉えて配布する。	子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて約3,000枚、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種会合などの機会を捉えて約500枚配布した。	引き続き、乳幼児健診会場や、こどもセンター等でチラシを配布する。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
		2	追	広報紙、ホームページへの掲載	市の広報紙やホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についての啓発活動を行う。	市民の子どもに対する権利と知識を高める。	広報紙に子どもの権利に関する記事を掲載	なし	年1回	広報紙に子どもの権利に関する記事を掲載し、広く市民の目に触れることで、子どもの権利に関する認知を高める。	市の広報媒体を利用して、子どもの権利についての啓発活動を進める。	市ホームページの掲載内容を加除するとともに、常に最新の情報に更新を行った。	広報上越11月1日号で、上越市子どもの権利条例について掲載し、子どもの権利の周知を行う。 FM上越出演 1回	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
		3	追 拡	子どもの権利講座の開催	子どもの権利チラシを活用して、子どもとかわりを持つ大人(組織・団体)向けの「子どもの権利講座」を開催する。	子どもと関わりのある大人が、子どもたちをめぐる課題の認識を持つとともに、子どもの権利についての理解と知識を深める。	講座の開催回数	年3回	年5回	5年間で23地区すべての民生・児童委員地区協議会で講座を実施する。(平成26年度末時点で4地区実施済)	小・中学校のPTA宛に、講座案内を行う。また、民生・児童委員地区協議会へ開催案内を行う。	・小、中学校PTA…1回(6月9日 稲田小学校20人参加) ・民生・児童委員地区協議会…1回	民生・児童委員地区協議会…5回	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
		4	追 拡	子どもの権利学習の周知	小学校と中学校の授業で子どもの成長に応じて学ぶ「子どもの権利学習」の学習結果を家庭に持ち帰り、子どもと保護者が子どもの権利について話し合う取り組みを行う。	保護者の子どもの権利に対する理解を深める。	「えがお」の学習結果を家庭に持ち帰り、子どもと保護者が子どもの権利について話し合う取り組みを行う。	実施(平成26年度～)	継続実施	継続した取り組みにより、保護者の子どもの権利学習の認知を高めるとともに、子どもの権利に対する理解を深める。	中学生の「えがお」が1種類しかないため1年生において子どもの権利学習を実施していたが、中学3年生まで継続して学習することが望ましいことから、中学生版「えがお」を改訂し、3学年分を作成する。新版「えがお」の学習は、平成28年度は試行校において実施、平成29年度から市立の全中学校において実施する。これまでと同様、学習結果を家庭に持ち帰ることで、家庭における子どもの権利学習の認知を高めていく。	下半期に実施する。	11月～12月にかけて「えがお」の学習を行う。中学生については3学年分の「えがお」を作成したことから、今年度より全学年での学習を実施する。学習後は「えがお」を家庭に持ち帰り、子どもと保護者が子どもの権利について話し合う。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
		5		人権都市宣言の啓発	平成20年12月18日に行った人権都市宣言について、市民に広く周知・発信する。	市民及び企業等の人権意識を向上させる。	広報紙等の様々な媒体を利用して、人権都市宣言の周知を図る記事を掲載	年3回 ・広報紙1回 ・町内回覧板での広告 ・HP掲載	年3回	目標を達成することで、市民が人権都市宣言の趣旨を理解し、人権感覚の向上が見込まれる。	これまでの広報上越、ホームページ、新聞への掲載や町内回覧板を活用しての啓発のほか、機会を捉えて市民等に啓発リーフレットを配付するなど、新たなツールも加えて啓発していく。	1回 (人権都市宣言について市ホームページに継続掲載済) このほか、公正採用選考に関する企業研修会や職員・教員を対象とした研修会の参加者をはじめ、白山会館利用者などにリーフレットを配布し、啓発に努めた。	広報掲載 1回 新聞掲載 1回 (広報上越11月15日号に、人権都市宣言及び人権週間について掲載予定。同時期に上越タイムズに記事掲載依頼予定) FM上越出演 1回 このほか、人権・同和問題に関する市民セミナーなどにリーフレットを配布し、啓発に努める。	第四次人権総合計画	共生まちづくり課

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課	
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	上半期の実績			下半期の予定
		6	地域人権懇談会	人権総合計画に基づき、13区在住の市民が、同和問題に対する正しい認識を持ち、併せて「女性」、「子ども」、「障害者」、「外国人」など様々な人権問題についての理解を深めるための懇談会を実施する。	人権・同和問題についての関心や理解を、地域間の格差が生じないよう、市民全体に深めていく。	各区単位で開催する地域人権懇談会の実施回数及び参加者数	年2回・52人	年2回・60人 (13区を7年で一巡)	目標を達成することで、人権問題についての、市内の各地域における意識格差が解消され、市全体の人権感覚の向上が見込まれる。	民生・児童委員や町内会長、人権擁護委員、企業の人権担当者が集う場などで開催を促すチラシを配付し、効果的に周知していく。	下半期に実施する。	3回 60～100人 (10月に浦川原区で開催予定であり、他地区でも開催見込みあり。)	第四次人権総合計画	共生まちづくり課
		7	人権に関する講話会等への講師の派遣	人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、第3次人権総合計画に基づき、3か年計画で市内全小学校区において講話会を開催する。	人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、第3次人権総合計画に基づき、3か年計画で市内全小学校区において講話会を開催する。	1年間の小学校区における講話会の開催数	年17回	年17～18回(市内52小学校区を3年で一巡)	講話会を3か年で市内全小学校区を一巡することを継続することから1年17～18回としたもの。	人権に関する講話会を継続して開催し、人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深める。市内16小学校区で「人権を考える講話会」を開催する。	開催計画16校のうち3校開催、104人参加	開催計画16校のうち13校開催予定(開催日決定済)	上越市総合教育プラン第三次人権総合計画	社会教育課
		8	人権に関する図書・ビデオの周知及び貸出し	同和問題をはじめとする人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、人権に関する図書及びビデオの貸出を行う。	同和問題をはじめとする人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、人権に関する図書及びビデオの貸出を行う。	図書及びビデオの貸出件数 周知の方法	年22件 (ビデオ4件、図書18冊)	年40件	過去5年間の実績から計算した貸出回数を目録として設定したもの。市民の正しい理解と認識を深めるために、一人でも多くの方から利用いただく。	人権に関する図書等の貸出を通じて、同和問題をはじめとする人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図る。 ・ホームページ、現地学習会で事業の一層の周知を行い、利用増加に努める。	貸出件数：図書2件、ビデオ1件 現地学習会において、社会教育指導員が現地説明の後に、図書・ビデオの紹介と貸出方法の案内を行っている。	人権に関する図書及びビデオの貸出し	上越市総合教育プラン第三次人権総合計画	社会教育課
2 子どもの権利の教育と学習の推進						【評価指標】子どもの権利条例の認知度(子ども) 31%⇒51%								
						【評価指標】子どもの権利の内容の認知度(子ども) 39%⇒62%								
						【評価指標】「えがお」の学習が役に立っていると感じる子どもの割合 43%⇒72%								
		1	子どもの権利学習の実施	子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市内の公立全小中学校の授業に取り入れて実施する。	子どもの権利について、子ども自身が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。	小・中学校すべての学年で「えがお」を使用した子どもの権利学習を実施	小学校＝全学年で実施 中学校＝1年生のみ実施	小学校＝全学年で実施 中学校＝全学年で実施	小中学校すべての学年において、子どもの権利に関する授業を継続して実施することで、子ども自身の子どもの権利の認識を深めることができる。	中学生の「えがお」が1種類しかないため1年生において子どもの権利学習を実施していたが、中学3年生まで継続して学習することが望ましいことから、中学生版「えがお」を改訂し、3学年分作成する。新版「えがお」の学習は、平成28年度は試行校において実施、平成29年度から市立の全中学校において実施する。これまでと同様、学習結果を家庭に持ち帰ることで、家庭における子どもの権利学習の認知を高めていく。	中学1～3年生版「えがお」の内容について平成29年度第1回子どもの権利委員会で審議し、決定した。	・11月～12月にかけて市立小学校・中学校で「えがお」を用いて学習を行う。これまでと同様、学習結果を家庭に持ち帰ることで、家庭における子どもの権利学習の認知を高めていく。	上越市子ども・子育て支援事業計画	子ども課
		2	保育関係職員(児童福祉施設含む)に対する研修	子どもの権利に配慮した対応、虐待・いじめの早期発見など、職員の資質向上のための研修を実施する。	子どもの権利に配慮した対応、虐待・いじめの早期発見など、子どもと関わりが深い保育関係職員(児童福祉施設含む)の資質向上を図るとともに、保育関係職員全体の子どもへの権利に関する理解を深める。	研修会参加者数	各保育園(施設)1人以上	各保育園(施設)1人以上	毎年、全保育園の職員1人以上(5年間で約320人)が研修に参加することで、保育職員全体の子どもへの権利に関する理解を深めていく。	年度の早いうちに実施し、各園・施設等において年間を通し継続的にすべての職員が子どもの権利に配慮した対応ができるようになる。	・6月29日「子どもの権利に関する職員研修会」実施(1-2-4市職員に対する研修と同時実施。 ・講師：上越教育大学准教授 吉澤千夏 様「いま、あらためて「子どもの権利」について考える」 ・保育関係職員50人 ・市関係課職員19人	なし	上越市子ども・子育て支援事業計画	子ども課



基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課	
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	上半期の実績			下半期の予定
		3	教職員に対する研修	子どもの権利に配慮した対応、虐待・いじめの早期発見など、職員の資質向上のための研修を実施する。	子どもの権利に配慮した対応、虐待・いじめの早期発見など、子どもと関わりが深い学校教職員の資質向上を図るとともに、学校教職員全体の子どもに関する理解を深める。	研修会参加者数	市内公立小中学校1人(74人)以上	市内公立小中学校1人以上	毎年、全小中学校の教員1人以上(5年間で約370人)が研修に参加することで、学校教職員全体の子どもに関する理解を深めていく。	・「子どもの権利研修会」 ・「えがお」を活用した子どもの権利学習の実施(全小中学校) ・人権教育強調週間の取組状況の集約(全小中学校)	5月31日に「子どもの権利研修会」(悉皆研修)を開催し、全小中学校の人権教育、同和教育担当者が参加した。(72人) 講師:上越教育大学副学長 林 泰成 様 テーマ「子ども・人権・教育」前半講義、後半「コンパスノート」に基づいたアクティビティ	・各校における、「えがお」を使った子どもの権利学習の実施(子ども課から学校へ「えがお」が送付され次第、実施) ・各校における人権強調週間の取組状況を集約する。(12月)	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育課(教育センター)
		4	市職員に対する研修	子どもの権利に配慮した対応、各施策への反映など、子どもと関わりの深い仕事に従事している職員に対し、資質向上のための研修を実施する。	子どもの権利に配慮した対応、各施策への反映など、子どもと関わりが深い関係職員の資質向上を図るとともに、市職員全体の子どもに関する理解を深める。	研修会参加者	各関係課から1人	各関係課から1人	各関係課の参加職員が課の職員に周知を図ることで、市職員全体の子どもに関する理解を深めていく。	年度の早いうちに実施し、各課等において年間を通し継続的にすべての職員が子どもの権利に配慮した対応ができるようにする。	(再掲) ・6月29日「子どもの権利に関する職員研修会」実施(1-2-2保育関係職員に対する研修と同時実施。 ・講師:上越教育大学准教授 吉澤千夏 様「いま、あらためて「子どもの権利」について考える」 ・保育関係職員50人 ・市関係課職員19人	なし		子ども課
		5	上越市学校同和教育推進協議会による取組	部落差別をなくし、真に人権尊重の社会を実現するために、同和教育に関する研究協議を行い、上越市立幼稚園、小学校、中学校の同和教育推進に資する取組を行う。 ・市教委学校訪問での指導(年1回、すべての学校を訪問) ・各校における年間指導計画の改善(副読本と手引きの活用)等	・部落差別を無くし、真に人権尊重の社会を実現するために、同和教育に関する研究協議を行い、上越市立幼稚園、小学校、中学校における同和教育の推進に資する取組を行う。 次の研究協議を行う。 (1)研修、啓発活動推進に関する事項 (2)情報の提供・交換に関する事項 (3)その他必要な事項	年間指導計画の改善・研修授業の実施校数	市内公立全小中学校(74校)	市内公立全小中学校	人権教育、同和教育を着実に進めるために、各校における研究授業や実践に基づく年間指導計画の見直しと改善が必要であるため。	・市教委学校訪問での指導(年1回、すべての学校を訪問) ・各校における年間指導計画の改善(副読本と手引きの活用)等	・市教委の授業改善支援訪問では、市内の全学校・園73校のうち、上半期に47校を訪問した。そのうち15校では共同参観で、32校では一般参観で、人権教育、同和教育の授業公開があり、指導を行った。(共同参観では、訪問した指導主事以外にもその学校の全職員が授業を参観している。一般参観では、訪問指導主事だけが参観している。) ・全ての学校で年間指導計画が整備されている。 ・8月8日に上越市学校同和教育推進協議会主催の現地学習会を行い、教職員34人が参加した。	下半期には、残り26校の授業改善支援訪問を行う。そのうち11校では共同参観で、15校では一般参観で人権教育、同和教育の授業を参観し指導を行う予定である。	上越市人権総合計画	学校教育課
		6	同和教育研究指定地区制度による同和教育の取組	同和教育研究指定地区制度に基づき、順次中学校区単位で地区を指定し、実践調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導方法・内容についての研修を充実させる。	同和教育研究指定地区制度に基づいて、順次中学校区単位で地区を指定し、実践調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導方法・内容についての研修を充実させるため。	実施中学校区数	毎年3~4中学校区を指定	5年間で新たに16中学校区を指定(7年間で全中学校区を指定)	7年間で全中学校区を指定することによって、市内すべての子どもが小中学校に通う間に指定研究の取組の対象とする。	指定2年目の大島・蒲川原中学校区、直江津東中学校区の成果発表研修会に実施。指定1年目の安塚・三和中学校区の研修の取組について指導、支援を行う。	・5月25日に同和教育研究指定地区制度説明会を開催し、大島・蒲川原中学校区、直江津東中学校区、安塚・三和中学校区、春日中学校区の18校が参加した。 ・計画に従い、各ブロックで研修や授業参観を行っている。 ・雄志中学校区では昨年度に引き続き、学校運営協議会委員も現地学習会に参加している。	・2月13日に、同和教育研究指定地区校成果発表研修会を開催する。指定2年目となる大島・蒲川原中学校区、直江津東中学校区が発表を行う。市内全小中学校からの参加の他、妙高市・糸魚川市にも案内し、研究の成果を共有する。 ・指定2年目のブロックの研究成果を、学校同和教育研究資料としてまとめ、市内の全小中学校に配布する。	上越市総合教育プラン 上越市人権総合計画	学校教育課



基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課		
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	上半期の実績			下半期の予定	
		7		学校における人権教育への支援	学校における人権教育を支援するため、学校教育重点説明会、転入・新規採用職員説明会等において、人権教育への指導を行うほか、教育センターが実施するカウンセリング技能向上のための研修を充実する。また、人権問題に関する研究会への参加を奨励するなど、情報提供に努める。	学校における人権教育の推進のため、教師自身の意識を高め人権感覚を磨く研修会の開催や、研究会についての情報提供が必要であるため。	研修会等参加者数	市内公立小中学校1人(74人)以上	市内公立小中学校1人以上	研修内容を各校に持ち帰り実践に生かす。	学校教育重点説明会、転入・新規採用職員説明会等において、人権教育への指導を行うほか、教育センターが実施するカウンセリング技能向上のための研修を充実する。また、人権問題に関する研究会への参加を奨励するなど、情報提供に努めるとともに、研修後は各校で確実に復命を行い資料を回覧するように呼びかける。	・教育センターが開催した夏期カウンセリング研修には、3日間で延べ166人の参加があった。 (7月26・27・28日) ・人権教育、同和教育に関する研修について、学校・園に案内し、市内から多くの参加者があった。人権・同和センター「越佐にんげん学校」の9月20日開催第6講座に48人が参加、8月3日に新潟市で開催された新潟県同和教育研究集会には、83人が参加した。	・2月20日に、平成30年度上越市学校教育実践上の重点説明会を開催する。そこで上越市がめざす「生命の尊厳や人権尊重を基盤とした、いじめや差別のない安心して学べる学校・園づくりの推進」について指導を行うとともに、人権教育、同和教育の重点について説明を行う。(3月末に行う転入・新規採用職員説明会についても同様) ・教育センターでは、冬期カウンセリング研修を、12月26・27・28日に開催する。	上越市総合教育プラン	学校教育課
2 子どもの権利を大切にできる環境づくり															
3 子どもが健やかに成長するための取組の推進															
【評価指標】地域が安全で安心して暮らせると感じる子どもの割合 97%⇒97%以上						【評価指標】地域の行事などに参加する子どもの割合 75%⇒78%									
		1		ボランティアだよりキッズの作成・配布	子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、小・中学生を対象にボランティアに関する情報を提供する。	子どもの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透を図る。	子どもボランティア活動に関する効果的な情報発信回数	年1回	年1回	ボランティアの意義や大切さを伝え、参加を促すことにより、市民が主役のまちづくりの推進に寄与する。	ボランティアだよりキッズの掲載情報を引き続き検討しながら、より多くの小・中学生のボランティア活動を通じた社会参加を促せるような情報を掲載・発信していく。	・ボランティアの理解を深めるため、夏休み前の7月に、「ボランティアだよりキッズ」を市内の小中学生に配布した。たよりを見て10人(全参加者52人)が掲載したボランティア・イベントに参加した。	・NPO・ボランティアセンターにおいて、小中学生が体験できるようなボランティア活動を情報収集しながら発信していく。	上越市子ども・子育て支援事業計画	共生まちづくり課
		2	追	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の推進	市立の全小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、校長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する「学校運営協議会」を設置する。協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進める。	コミュニティ・スクールの実施により、学校、家庭、地域がそれぞれの教育を充実するとともに、連携して教育を推進する。	・年度末に取りまとめる各学校運営協議会の取組情報 ・学校運営協議会代表者懇談会等の情報交換会	すべての公立小中学校で実施	すべての公立小中学校で実施	学校運営協議会の運営により、学校が家庭や地域と連携して子どもをよりよく育てることができる環境づくりを進める。	ファシリテーションなど、学校運営協議会での「熟議」の充実を図る研修を設定するとともに、家庭教育支援や、社会に開かれた教育課程、小中連携、一貫教育等の視点から、コミュニティ・スクールの在り方について、研修や情報交換を進めながら明らかにしていく。	・各学校運営協議会で予定された会合を開催した。 ・新潟県コミュニティ・スクール研修会(見附市)に、市内学校運営協議会委員及び教育委員会職員、計27名が参加し、文部科学省参事官による講演やポスターセッションを踏まえた意見交換を行い、コミュニティ・スクールの在り方について考え、理解を深めた。	・学校運営協議会代表者懇談会で、コミュニティ・スクールに係る制度変更及びこれまでの成果と課題についての教育委員会伝達や、中学校区における実践発表を聴講し、それを踏まえた情報交換を行う。	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育課
		3		職場体験等の実施	地域社会への参加、 <b>社会性や望ましい勤労観、職業観を育む</b> 学習の一環として中学2年生を対象に職場体験、地域の見学等を行う。	職場体験の受け入れ体制など教育条件の整備・充実を図り、キャリア教育の一環としての職場体験を通して、望ましい勤労観、 <b>職業観を育み</b> 、働くことの意義や自分の将来を明確に考えることができる生徒を育てる。	ゆめチャレンジ事業で職場体験を実施	すべての中学校の2年生が5日間 ※文部科学省が職場体験充実のポイントとして「体験の5日間の実施」としている。	すべての中学校の2年生が5日間 ※文部科学省が職場体験充実のポイントとして「体験の5日間の実施」としている。	地域社会への参加体験を行うことで、子ども自身の <b>社会性や望ましい勤労観、職業観</b> を養う。	上越市キャリア・スタート・ウィーク実行委員会を中核に、実施校の担当者による職場体験推進部会を編制することで、きめ細かな事業を展開する。	・職場体験実施前に推進部会と受け入れ事業所説明会を実施し、活動の意義や事前事後指導について確認した。 ・全ての市立中学校の2年生1,499人が5日間の職場体験学習を行った。490か所の事業所で6月19日～8月21日の期間、全6期に渡って実施した。	・事業について、振り返りのアンケートを行い、その結果をもとに次年度に向けた計画を立てる。 ・受け入れ事業所へ結果報告とお礼を行うとともに、次年度への受け入れ依頼を行う。	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育課



基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度			関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	上半期の実績	下半期の予定		
		4	謙信KIDSプロジェクト	各種体験活動を通して、児童・生徒の育成を図る。	体験活動への参加を通じて、様々なことに関心を持つ児童・生徒を育成する。(成人者に対して実施している自発的に行動できる人材の育成事業への参加につなげていく。)	・募集定員に対する申込率 ・参加者の事業終了後の自己目標達成度	・募集人数に対する申込率 1,233人(申込件数)÷864人(募集定員)≒143%  ※他の2項目については平成27年度から把握するため、今後目標とする基準値を設定する。	毎年募集人数に対する申込率が上回っていること。  ※他の2項目については平成27年度から把握するため、今後目標とする基準値を設定する。	・児童が興味を持つ内容の体験活動が提供できているのかどうかを図る目安として、募集定員に対する申込率としたもの。 ・体験活動への参加を通じて「自己目標の達成度」をアンケートを通じて確認し、事業の実効性を図る。	各講座において、上越市との関係性をより強調できるよう内容を検討して実施する。	・全28講座のうち、27講座を開始、実施している。 ・定員に対する申込率は182%(申込人数1,083人/定員595人) ・28講座のうち、定員に満たない講座が9講座あった。 ・講座終了時に子ども及び保護者にアンケートを実施している。	・残り1講座(ゆき)の開始を含めて実施する。 ・全講座終了後、アンケート結果の取りまとめと分析を行う。	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	社会教育課
		5	学びの輪プロジェクト(すこやかな暮らし応援事業)	保護者を対象に、家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭の教育力の向上を図る。	家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭の教育力を向上させる。	定員に対する申込率100%	定員に対する申込率100%	定員に対する申込率100%	子どもの成長について理解を深め、子育て中の悩みや課題を共有し、自己の課題解決につなげる。	「家庭教育支援講座」を28地区公民館で実施するテーマ学習に位置付け、企画実施する。	28地区公民館のうち、4地区公民館で、「家族の力を引き出す質問法」「どんな問題も解決する対話法」等を題材にした講演会を実施した。 募集定員220人(4事業の合計)に対し、申込人数191人。定員に対する申込率は87%	24地区公民館で26事業を実施予定。	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	社会教育課
		6	青少年健全育成センター事業	街頭指導や環境浄化活動を通して、防犯や非行防止の呼びかけを行い、青少年の健全育成を推進する。	青少年の健全育成、非行防止を図るため、市内を巡回し青少年への声かけによる街頭指導を行う。	青少年健全育成委員が街頭指導「愛の一声運動」で、あいさつを含めた声かけの回(人)数 ※内容について、あいさつの数は増加に、注意指導の数が減少することが望ましい	年間4,983回(人) 注意・指導623回(人)	年間6,000回(人)以上	青少年へ声掛けをすることにより、地域で見守っている大人がいるという安心感を持たせ、非行防止につなげるもので、例年の目標値を設定したものの、※回(人)数はあいさつ、注意・指導の合算で延べ人数。	青少年健全育成委員の資質向上を図り、現在青少年の置かれている環境や実態を理解するため、現場視察等を取り入れた研修会を4回実施する。	4月の総会時に全員研修として「上越署管内における少年非行の現状」及び「街頭指導の心得と実践」の研修を実施。53名出席。6月に希望者を募り妙高市教育委員会を訪問し、子ども・若者育成支援活動についての研修と、つくし工房を訪問し自立支援活動についての研修を行った。27名参加。8月には上教大佐藤賢治特任教授、NPO法人えちご若者元氣塾杉田みゆき理事、上越地域若者サポートステーションの吉岡智宣統括コーディネーターをパネラーに、上越地域における困難を抱える若者への支援の実態について研修を深めた。66名出席。9月末見込5,000回(人)	10月に新潟市の若者支援センター「オール」を訪問し、新潟市における若者への自立支援の実情を見聞したり、街頭指導の情報交換をしたりして育成委員の資質向上を図る予定。	上越市子ども・子育て支援事業計画	社会教育課
		7	地域青少年育成会議	中学校区単位で設置されている青少年育成会議が、地域の青少年育成に主体的に関わり、学校等の教育機関と連携し、地域の総合的な教育力の向上を目指して地域の特色を活かした活動を行う。	「地域の子どもは地域が育てる」ことに資する活動を通して、地域の教育力の向上を図る。	コーディネーターの資質向上のための研修会実施数	年4回	年4回	育成会議の活動の中核となるコーディネーターの資質向上により、育成会議の活性化と地域での教育力の向上が期待できるため。	コーディネーターの資質向上のため、引き続き研修会(自主開催を含む。)を年4回実施する。	・7月13日 新任者研修(20人参加) ・9月20日 実務研修会(37人参加)	・10月7日 実践発表会を実施予定 ・11月上旬 八千浦、谷浜・桑取、名立のコーディネーター交流会を実施予定	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	社会教育課
		8	安全教室	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校に安全教育指導員を派遣し、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導する。	犯罪弱者である子どもに犯罪の被害にあわないための知識を習得させ、市民生活の安全・安心の確保を図る。	開催回数	幼稚園・保育園・認定こども園 =37園中36園で実施 小学校=53校中45校で実施(未開催の学校は学校独自で実施)	幼稚園・保育園・認定こども園 =申込のあった園に対し100%実施 小学校=申込のあった学校に対し100%実施	安全教育指導員を派遣し、自らの身を守るための方法などを指導している。幼・保は全園の半数を毎年を対象園として希望園に対して実施している。小学校は1年生を対象学年とし毎年希望校に対して実施している。	・親子防犯・交通安全教室を実施する。 ・申し込みのあった幼稚園及び保育園に対し、安全教室を実施する。 ・申し込みのあった小学校に対し、1年生を対象とした防犯教室を実施する。	・親子防犯・交通安全教室を実施した。 (9月末合計 9園) ・希望する小学校に対し、1年生対象の児童防犯教室を実施した。 (9月末合計 43校) ・幼稚園、保育園に対し防犯教室の開催を周知し、希望園の実施受付をした。	・親子防犯・交通安全教室の受付、実施を行う。 ・次年度教室の周知及び募集を行う。	上越市みんなが防犯安全安心まちづくり推進計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	市民安全課



基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課	
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	上半期の実績			下半期の予定
		9	安全安心まちづくり推進パトロール	犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図るため、児童・生徒の下校時間帯を重点にした市の青色回転灯パトロール車16台による巡回を行う。	街頭犯罪の未然防止及び防犯意識の高揚を図るため、パトロールを実施する。	青色パトロール車16台による、ながらパトロールの実施回数	実施時間数(年間) 1,055時間 実施回数(年間) 16台で762回の運行	週1回以上	青色パトロール車の許可条件である週1回以上の運行を行う。パトロールにより、防犯意識の啓発を図る。	週1回以上のパトロールを実施する。	木田庁舎2台、各総合事務所1台の合計15台でパトロールを実施した。 【実施回数】 866回(週平均2.6回)	週1回以上のパトロールを継続する。	上越市みんなが防犯安全安心まちづくり推進計画	市民安全課
		10	安全メール	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故、その他(クマ・サルの出没)情報をメール配信により情報提供することにより、被害の連鎖や拡大を抑止する。	市内で発生した犯罪、災害、交通事故などの情報を迅速に提供し、市民の自主的な防犯・防災活動を促し、市民の安全安心の確保を図る。	安全メール登録者数(件)	5,876件	6,200件	登録件数を増やすことで、市内で発生した犯罪、災害、交通事故等の被害の連鎖を抑止する。	登録件数を6,500件以上とする。(安全安心まちづくり推進計画掲載事業のため変更不能) ・広報上越等を活用し登録者増加に向けた広報活動を行う。 ・情報提供に関しては、必要な情報を提供し、被害の拡大防止や注意喚起を行う。	登録者数の増加に向け、広報上越への掲載や防犯講話等の際に周知を実施した。 【登録者数】 8,098人(8月末現在)	引き続き、登録者数の増加に向け、様々な機会をとらえて広報を実施する。	上越市みんなが防犯安全安心まちづくり推進計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	市民安全課
		11	110番協力車制度	地域住民の協力による自主的な防犯活動の一環として、趣旨に賛同する方の車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼り付けてもらい、車両運行中に不審者又は助けを求める子どもを発見した場合に警察その他関係機関への通報及び子どもの保護活動を行う。	市民ぐるみで犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現する。	協力車登録台数	4,536台	毎年、前年度より登録台数が増加	協力車の登録台数の増加により、犯罪の抑止につなげる。	登録台数の増加に向け、広報活動を実施する。	登録台数の増加に向け、広報上越への掲載や防犯指導の際に周知した。 【新規登録台数】 37台(8月末現在) 【累計登録台数】 5,043台(8月末現在)	引き続き、登録台数の増加に向け、様々な機会をとらえて広報を実施する。	上越市みんなが防犯安全安心まちづくり推進計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	市民安全課
4 誰もが等しく権利を享受するための支援														
						【評価指標】必要な支援や助成が受けられていないと感じる人の割合 12%⇒6%								
		1	子ども発達支援センター (児童発達支援事業)	乳幼児の発達及び発育を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達を促す療育サービス等を提供する。また、日常生活場面で障害等を理由に活動や参加が制約されることがないようにその子なりの活動参加に向けた環境調整等を行う。	事業が日常生活の生きる力につながるよう、関係者と方向性を共有した中で支援を展開する。	療育登録児にかかる個別支援計画の作成割合	100%	100%	療育サービスを提供する乳幼児に対し個別支援計画(親や在籍園等と共有)を作成し、定期的に内容を評価していくことで、子どもを中心とした一貫した支援に繋げていくことができるため。	・発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。 ・園での指導方針と結びついたセンター個別支援計画を作成する。	・一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援を実施し、必要な子どもについては、園の指導方針と連動するセンター個別支援計画を作成し、当計画に基づく療育サービスを提供した。 【個別支援計画作成割合(前期分)】100%	・園の指導方針と連動する個別支援計画を作成し、当計画に基づく療育支援を実施していく。	上越市障害者福祉計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	子ども発達支援センター
		2	拡 児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭等の父または母等に対して手当を給付する。	ひとり親家庭等の生活の安定と子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。	広報紙による制度の周知回数	年1回	年2回	制度の周知回数を増やすことで、未申請者の申請を促す。	申請漏れが起こらないよう、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・広報上越8月1日号で制度の周知を行った。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行う方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・現行の8月に加え、申請が増える年末頃を目前に、広報紙で制度の周知を行う。	上越市子ども・子育て支援事業計画	子ども課
		3	拡 子ども医療費助成事業	入院、通院ともに0歳から中学校卒業までの子どもの医療費に対し、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する。 ※平成28年9月より、対象者を高校卒業までの子どもに拡充した。	疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、子育て支援として保護者の経済的な負担を軽減する。	申請漏れ件数	0件 住民票異動リストとの突合により確認する	0件 住民票異動リストとの突合により確認する	対象となるすべての子どもが医療機関を受診しやすい環境を整える。	引き続き市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し、随時案内を行う。 ・未申請者に対し、通知を行い、制度の周知を図る。	・出生及び転入による受給資格者について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行った。	・出生及び転入による受給資格者について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行う。	上越市子ども・子育て支援事業計画	子ども課



基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課	
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	上半期の実績			下半期の予定
		4	追 拡 ひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため医療費助成を行うとともに、母子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成する。	医療費助成を行うことで、疾病の早期発見・早期治療を促すとともに、ひとり親世帯の経済的な負担を軽減する。 合わせて、ひとり親家庭の経済的自立を促すことで、生活の安定を図る。	制度の周知回数	年2回	年4回	制度の周知回数を増やすことで、未申請者・未利用者の申請を促す。	引き続きハローワークとも連携をしながら、こども課においても就労支援を行っているPRをする必要がある。新規申請者及び現況届出時に「無職」のひとり親に対し、就労支援を働きかけていく。	・児童扶養手当定期支払通知等に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。 (4月定期支払通知、7月現況届書類送付、毎月の新規認定通知に同封) ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、制度を説明し、案内チラシを配布した。	窓口での声かけや、児童扶養手当関係通知等送付時に、対象となると思われる人に制度の案内文書を同封する。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
		5	私立幼稚園教育振興事業	公立・私立間の保護者負担の格差是正を図り、もって私立幼稚園教育の普及・充実を図るため、私立幼稚園及び園児保護者へ助成を行う。	幼児教育を受ける権利を平等に享受できるように、保護者の所得に応じた保育料補助を行い、幼児教育の振興を図る。	申請漏れ件数	0件 幼稚園に対して未申請理由を確認し、当該補助金交付対象者になりえる人に申請を促す	0件 幼稚園に対して未申請理由を確認し、当該補助金交付対象者になりえる人に申請を促す	公立・私立間の負担均衡を図ることを目的としているため、周知不足を理由とした申請漏れによる補助金未受給を無くす必要があるため	子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に対し、支援が必要な保護者の把握に努め、対象者全員に所得状況に応じた補助を行う。	満3歳児が3歳の誕生日を迎えた時点で補助金受給対象となることから、年度当初から園に対し3歳児の申請漏れが無いよう周知するとともに、補助金交付対象者になりえる人が未申請とならないよう周知を徹底した。	園に対して未申請理由を確認し、周知不足を理由とした申請漏れによる補助金不交付を無くす。	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	教育総務課
		6	就学支援委員会	・特別な教育的支援を要する児童生徒の自立と共生を目指す特別支援教育を推進する。 ・特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、十分な教育を受ける機会を保障し、当該幼児、児童及び生徒の保護者及び教育諸機関等に支援を行うことにより、当該幼児、児童及び生徒の適切な就学を図るため、上越市就学支援委員会を置く。 ・幼児、児童及び生徒一人ひとりの適切な就学についての判断及び具体的な支援方針についての提言を行う。	特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、十分な教育を受ける機会を保障し、当該幼児、児童及び生徒の保護者及び教育機関等に支援を行うことにより、当該幼児、児童及び生徒の適切な就学を図る。	管理職や就学相談員に国の就学基準に基づいた判断や支援方針について周知徹底し、適切かつ円滑な就学支援が行えるようにする。 就学支援委員会を開催し、個々のケースについて慎重に審議を行う。 幼児、児童及び生徒一人ひとりの適切な就学についての判断及び具体的な支援方針についての提言を行う。	実施	継続実施	管理職や就学相談員に就学基準に基づいた判断や支援方針を周知することで、保護者や本人への情報提供が適切に行え、合意のもと、就学先を決定したり、児童生徒の障害の状態に応じた指導や支援を行ったりすることができるため。	就学相談員向け、コーディネーター向け、管理職向け研修会を年度当初に開催し、就学相談の目的や方針について周知を図る。 こども発達支援センター等関係機関との連携を進め、円滑に相談が行えるようにする。	・就学支援委員会を実施し、今年度の就学相談の方針を決定した。 ・管理職向け研修、就学相談員向けの研修会を実施した。 ・就学支援委員会ブロック部会を開催し、就学相談申し込みケースの1次審議を行った。8月末から10月上旬にかけ、24回の部会に延べ約230人の相談員が参加して審議した。	・就学支援委員会を開催し、就学相談申し込みケースの最終審議を行う。 ・就学支援委員会の審議に基づき、就学先判断を決定し保護者と学校に対し通知を行う。	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育課
		7	特別支援学級	小・中学校に特別支援学級を設置し、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、学習上または生活上の困難を克服するための教育を行う。	就学支援委員会の判断を基とした就学相談により、個々の児童生徒に応じて入級を決定し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を充実する。	就学支援委員会の判断を基とした就学相談により、個々の児童生徒に応じて入級を決定し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を充実する。	実施	継続実施	就学支援委員会の判断を基とした就学相談により、個々の児童生徒に応じて入級を決定し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を充実する。	・新任特別支援学級担任向け研修会を実施し、特別支援学級の目的、運営等について周知を図る。 ・特別な支援を要する児童生徒に対し、身辺自立の支援を行うため、介護員を配置する。	教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う(上半期を継続)。		学校教育課	
		8	学習指導支援事業	教育補助員や介護員配置を行い、学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童・生徒へのきめ細かい指導を行うことにより、児童・生徒の学習を充実させ、生きる力を育てる。	児童・生徒の学習を充実させ、生きる力を育てる。	特別な支援を要する児童生徒の在籍数及び障害の実態に応じた職員配置人数	教育補助員72人(小中) 介護員71人(小中)	教育補助員67人 介護員69人 ※特別な支援を要する児童・生徒数が児童・生徒の総数に比例して減少傾向にあり、教員補助員・介護員の配置人数も減少	・継続して年2回の研修会を実施し、資質の向上を図る。 ・教育補助員が授業担当者の指示を受けて個別指導を行う「取り出しの学習指導」を実施している学校を訪問し、教育補助員の指導や支援に対する助言や、学校体制に対する指導を行い、効果的な指導ができるようにする。	・通常の学級における特別な支援を要する児童・生徒が多数在籍する学校に、教育補助員を設置し、特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置した。 ・適切な対応が行えるよう2回の研修を実施した。 ・教育補助員74人、介護員76人、看護師2人を配置した。	・教育補助員による取り出しの学習指導(学習や行動面で支援を要する児童生徒に対し、指導内容について教師から明確な指示を受けた教育補助員が、授業時間の一部について別教室で指導を行うこと)に対して学校訪問を行い、指導・助言をする。 ・巡回相談活用調査を実施し、効果について検証する。	学校教育課		



基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課	
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	上半期の実績			下半期の予定
		9	奨学金貸付事業	経済的な理由により就学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸付けることにより、教育の機会均等の確保を図り、地域社会に有用な人材の育成に寄与する。	学資の貸付を通じ、教育の機会均等を図る。	制度周知回数	年1回  【参考】H26未延べ116人 残高87,736千円	年1回	社会情勢や個人的問題などが大きく影響する事業であることから、人数や金額の設定を避け、制度を周知する回数を目標とした。	制度の周知を徹底する。 周知方法：学校へ募集要項等送付(中学校、高校、専修学校、大学)、広報上越への掲載、ホームページへの掲載。 応募者の増加を目指し、制度の周知方法の検討及び応募要項等の見直しについて検討する。	【新規貸付者】 H29 6人 【累計34人】 大学院2人、大学18人 短大1人、高校12人、 専修1人 【周知方法】 広報上越、ホームページでの周知に加え、市内の中学・高校をはじめ近隣市の高校、県内および近隣県の大学、専門学校等95余りの学校等に募集要項の配置を依頼。県奨学金ガイドにも掲載した。	より魅力ある奨学金制度としていくため、奨学生への貸付額、返還期間、所得条件、成績条件について検討する。 ・平成30年度募集に向けた募集要項を整備し、3月中に関係機関へ周知する。  【周知回数】1回		学校教育課
		10	就学援助費補助事業	経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため、学用品費や給食費などの支援を行う。	学校教育法に定める援助を行い、保護者の収入状況にかかわらず、等しく平等な教育を受ける機会を保障する。	制度周知回数	年3回  【参考】H26支給実績 小学校 1,410件101,968千円 中学校 906件 98,456千円	年3回	社会情勢や個人的問題などが大きく影響する事業であることから、人数や金額の設定を避け、制度を周知する回数を目標とした。	年3回、市内小中学校の全児童生徒に制度案内を配布する。	4月と9月に、市内小中学校の全児童生徒に制度案内を配布したほか、広報上越にも記事を掲載し、制度周知に努めた。  【周知回数】2回	1月に、市内小中学校の全児童生徒に制度案内を配布するほか、日常の問合せ対応等、必要な支援を受けることができるよう制度周知を図る。  【周知回数】1回	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育課
		11	拡 通学援助費	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	制度周知回数	1回  【参考】H26実績 小学校21,356千円 中学校36,817千円	2回	学校経由で制度周知を図り、確実に対象地域の児童・生徒の通学補助申請ができるようにする。	学校を通じた制度の周知を徹底することで、対象者の申請漏れを防ぎ、確実に児童・生徒の通学補助ができるようにする。	学校を通じ、通学の支援を必要とする児童・生徒の保護者に制度の周知を実施した。  【周知回数】1回	対象者の保護者から確実に申請を受け、申請及び実績に基づき補助を行い、保護者の経済的負担を軽減する。	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育課
		12	上越市自立支援協議会の運営	・障害のある人(児童含む)の福祉向上を目的とし、個別の相談支援からニーズや課題を抽出し、その解決・改善に向けた検討を行う。 ・協議会に子ども関連の部会を設置し、幼児期から学童期までの課題について検討する。	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに向けた事業を実施する。	子ども関連部会における目的の達成度	子ども関連部会における目的が達成されている。	子ども関連部会における目的が達成されている。	子ども関連部会における目標が達成されることで、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりに寄与する。	自立支援協議会の専門部会として、引き続き月1回開催し、地域課題を抽出・整理し、課題解決に向けて関係機関と連携し、福祉施策に反映させる。	子ども関連部会を5回開催(4/24、6/28、7/11、8/7、9/4) ・障害児の地域福祉施策に係る課題を抽出し、課題解決のための事業実施や施策提言に向けた検討を進めた。 【課題】 ・障害児の放課後の過ごし方 ・児童用福祉サービスハンドブック再編 ・児童に関する相談窓口の整理 ・保護者への福祉サービスの情報提供 ・福祉事業所合同説明会の企画・運営	引き続き、部会を月1回程度開催し、抽出した課題の検討を進める予定。 障害児の進路等の説明を行う福祉事業所合同説明会を11月19日に開催予定。	上越市障害者福祉計画	福祉課
		13	障害児福祉手当	精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に対し、手当を支給する。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別な負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図る。	窓口等での制度周知の徹底	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連の申請時に対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないか、職員間で確認する。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連の申請時に対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないか、職員間で確認する。	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知することで、日常生活の安定につなげる。	関係機関と連携を図りながら、申請漏れのないよう、窓口等での制度周知の徹底に努める。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時に制度周知を実施したことによりスムーズな申請手続きができた。 受給者数 111名(H29.5月定例支払分) 112名(H29.8月定例支払分)	関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知の徹底に努める。 (11月・2月定例支払予定)	上越市障害者福祉計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	福祉課



基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度			関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	上半期の実績	下半期の予定		
		14	特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある児童(20歳未満)を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給する。	手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	窓口等での制度周知の徹底	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連の申請時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないか、職員間で確認する。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連の申請時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないか、職員間で確認する。	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知することで、日常生活の安定につなげる。	関係機関と連携を図りながら、申請漏れのないよう、窓口等での制度周知の徹底に努める。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時に制度周知を実施したことによりスムーズな申請手続きができた。 受給者数：344名(H28.4月定例支払分) 350名(H28.8月定例支払分)	関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知の徹底に努める。 (11月定例支払予定)	上越市障害者福祉計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	福祉課
		15	通所交通費の助成	施設等へ定期的に通所する障害のある児童の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、通所にかかる交通費の一部を助成する。	身体・知的・精神に障害のある児童の保護者に対し、通所交通費に係る経済的負担を軽減することにより、住み慣れた地域で生きがいをもちながら暮らせるようにする。	関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を徹底する	通所利用者への申請時の声掛け	継続実施	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知することで、日常生活の安定につなげる。	関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を徹底する	既に制度を利用されている人については、申請漏れがないよう、他の福祉サービスを申請される際に声かけを行い、窓口において周知を図るよう努めた。	引き続き、窓口で声かけを行う等、配慮・周知に努める。	上越市障害者福祉計画	福祉課
		16	障害児日中一時支援	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に、施設等で活動の場の提供などの支援を行う。	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に活動の場を提供することで、自立生活及び社会参加を促進する。	活動の提供場所	障害児日中一時支援事業による活動の場の提供	指定放課後等デイサービス事業所による活動の場の提供	利用者のニーズを汲み取り、サービス提供の場の移行を図る。	利用者のニーズを汲み取り、サービス提供の場の移行を図る。	放課後等デイサービスの定員超過時に、日中一時サービスへの振替を行うことにより、障害のある児童等への活動の場を提供した。 利用実人数：24人(H29.8月末現在)	引き続き、放課後等デイサービスの定員超過時の日中一時サービスへの弾力的な振替を行う。	上越市障害者福祉計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	福祉課

3 子どもの権利の侵害からの早期救済

5-① 虐待、いじめ、差別その他子どもの権利の侵害からの早期救済に必要な措置(いじめ) 【評価指標】いじめを受けたとき、相談できなかった子どもの割合 35%⇒11%

**重点施策** 【評価指標】市のいじめ対応について満足していない人の割合 25%⇒12%

1	新	いじめ問題対策協議会の運営	関係機関が連携して、いじめの防止啓発と早期発見・早期解決のため、子ども、保護者、地域などへ効果的な手立てを講ずるための協議会を運営する。	いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため。	協議会開催回数	なし	年2回開催し、啓発や対策の評価と改善を行う	関係機関の取組計画と取組状況、成果や課題を共有し、常に有効な取組を推進するため	関係機関が連携して、いじめの防止啓発と早期発見・早期解決できるよう、上越市いじめ問題対策連絡協議会を年2回実施する。	第1回上越市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関の取組計画を共有した。	第2回上越市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関の取組についての成果や課題を共有する。	上越市いじめ防止基本方針	学校教育課
2	新	いじめ防止対策等専門委員会の設置	いじめ防止対策推進法の規定に基づく組織として、「いじめ防止対策等専門委員会」を設置し、いじめの防止等のための対策を実効的に行い、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査などを行う。	いじめ防止等のための対策について専門的知見から調査研究するため。 ・重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うため。	委員会の設置	なし	設置	いじめ防止等のための教育委員会の取組の審議及び、重大事態の解決に向けて、適切な対応を行うため	いじめの重大事態が発生した場合、調査を行う。教育委員会の諮問によって、上越市のいじめ防止等の対策について専門的知見から審議する。	いじめの重大事態の発生がなかったため、委員会は開催しなかった。	いじめの重大事態が発生した場合は、調査を行う。委員会を開催し、次年度の、いじめ未然防止や早期発見、早期解決に係る施策について審議する。	上越市いじめ防止基本方針	学校教育課
3	新	いじめ問題再調査委員会の設置	いじめ防止対策推進法の規定に基づく組織として、「いじめ問題再調査委員会」を設置し、法に規定する調査を行う。	いじめ防止対策専門委員会の調査結果について、必要に応じて再調査を行うため。	委員会の設置	なし	設置	重大事態の解決に向けて、適切な対応を行うため	いじめの重大事態が発生した際、いじめ防止対策専門委員会の調査結果について、必要に応じて再調査を行う。	いじめの重大事態の発生がなかったため、委員会は開催しなかった。	いじめ防止対策専門委員会の調査結果について、必要に応じて委員会を開催する。	上越市いじめ防止基本方針	総務管理課
4	追	教員の指導力向上	学級活動、児童会活動、生徒会活動等による児童生徒の自主的な特別活動の推進に向けて、教員の指導力向上を図るための研修会を企画・開催する。	児童生徒の自己肯定感や所属意識を高め、他を尊重する態度を高くするための指導力を高められるよう支援する。	研修会の実施回数	3回	3回	特別活動を中心に、子供の主体性を発揮させ、集団生活への満足度を高めるとともに自己肯定感を高めることが、いじめを生まない土壌となる。そのための理論や方法論を実践から学ぶことが教師に求められているため。	指導者を招いて、3回講座を実施する。公開授業、協議、指導。9月26日中学校(学級活動)、9月27日小学校(学級活動)、2月9日中学校(国語)。	下半期に実施する。	9月27日に小学校、9月26日と2月9日に中学校を対象に計3回の学級づくり講座を実施する。実践発表もしくは授業公開、協議、指導者による指導を行う。		学校教育課



基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課	
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	上半期の実績			下半期の予定
		5	やすづか学園(やすづか学園運営費補助事業)	自然と地域の中での生活・学習を通して、子どもたちが傷ついた心を癒し、自信を取り戻して自立できるよう支援する。 ※やすづか学園…小学4年生から中学3年生までのいじめや不登校に悩む児童・生徒を対象とした全寮制フリースクール	不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒が、いきいきと学園生活を送ることができ、自信を取り戻せるよう支援する。	運営費の補助	学園の継続(事業の継続)	学園の継続(事業の継続)	適正な運営がなされ、子どもたちの本来の元気を回復させ、在籍校への復帰や進学を支援していくため。	・教育委員会と連携し、就学を希望する市内の児童生徒への支援を図るとともに、学園の収支状況を把握し経営環境の改善を進める。 ・国のフリースクールに対する支援の動向を踏まえながら、教育委員会とともによりよい運営体制を探る。	・運営費補助金の交付 ・教育委員会では、フリースクールへの就学助成制度を設けており、制度周知と学園の紹介を行った。 ・市内フリースクールの現状を調査するとともに、教育委員会とフリースクールに対する支援等について、情報共有を図った。  【在籍者数】 7人(H29.9.1現在)	・引き続き、国の動向に注視するとともに、教育委員会と連携し、フリースクールに対する支援の在り方を検討する。	上越市子ども・子育て支援事業計画	福祉課
		6	子どもに対する各種相談窓口の周知	子どもに対し、「えがお」などで各種相談窓口の周知を行う。	子どもが悩みや不安を抱えたときに、「相談場所がわからない」、「誰にも相談できない」という理由で、一人で悩むことがないようにする。	「えがお」での相談窓口の周知 ・子どもほっとライン ・新潟県いじめ相談電話	実施 (平成26年度より相談窓口を追加記載)	継続実施	全公立小中学校で配布される「えがお」に相談窓口の電話番号を掲載することで、相談できずにいる子どもを減らす。	中学生版「えがお」を中学3年間に改訂し、中学3年まで継続して「えがお」学習を実施することで、相談先の浸透を図る。 (平成29年度から市立全中学校で実施)	下半期に「えがお」の学習を実施し相談窓口の浸透を図るに当たり、中学生用テキストの校正、印刷等の準備を行った。	・11月～12月にかけて、市立小学校、中学校において「えがお」の学習を行い、「えがお」に掲載の相談先を子どもにも周知する。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
5-② 虐待、いじめ、差別その他子どもの権利の侵害からの早期救済に必要な措置(虐待)						【評価指標】子どもを虐待していると思う保護者の割合 13%⇒9%								
重点施策						【評価指標】市の子どもの虐待対応について満足していない人の割合 19%⇒9%								
		7	上越市要保護児童対策地域協議会の運営	児童相談所、庁内関係課をはじめ、学校や警察などの関係機関が連携して虐待予防の啓発と早期発見に努めるとともに、情報を共有しながら保護者や関係者へ適切な支援・指導を行う。	要保護児童等に対する支援の内容を検討し、要保護児童等の適切な保護又は支援を行うことで、児童の健全な育成を図る。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、必要な指導・支援を行っている。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、必要な指導・支援を行っている。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての児童等に対して、漏れなく適切に対応していくため、各ケースごとに重症度判定を行い、判定基準に沿った指導・支援ができていくかを確認し、評価できるようにする必要があるため。	要保護児童対策地域協議会において、すべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認を行うとともに、重症度の判定・見直しを定期的に行い、判定基準に基づいた支援・管理を行う。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、重症度判定に沿った指導・支援を行っている。 ・代表者会議 1回実施 ・全体会議 1回実施 ・ブロック会議 計5回実施	引き続き関係機関との情報共有並びに支援方針の確認をしながら、重症度判定基準に沿った指導・支援を行う。 ・全体会議 1回実施予定 ・ブロック会議 計10回実施予定	上越市子どもの権利基本計画 上越市子ども・子育て支援事業計画 人権総合計画	すこやかなくらし包括支援センター	
		8	虐待予防の啓発活動	11月の虐待予防推進月間を中心に、啓発物品の配布、広報紙やホームページへの掲載により市民への意識啓発を行うほか、様々な機会を通じて虐待予防の啓発チラシを配布する。	市民への児童虐待に関する意識啓発を行うことで、児童虐待の発生予防・早期発見につなげる。	周知の方法	広報紙掲載回数 年1回 啓発チラシの作成 なし	広報紙掲載回数 年1回以上 啓発チラシの作成 実施	市民への児童虐待に関する意識啓発を行うことで、児童虐待の発生予防・早期発見につなげる。	・11月の児童虐待予防推進月間に合わせ、広報紙への掲載やラジオ放送及び啓発チラシを学校・保育園等に配布し、児童虐待防止啓発に取り組む。	・広報上越に児童虐待や相談窓口について掲載した。 ・県が作成したポスターを関係部署へ掲示した。	・11月の児童虐待予防推進月間に合わせ、FM上越にて放送するとともに広報上越へも掲載する。 ・県が作成するポスター、リーフレット等を関係部署へ掲示及び設置する。 ・虐待防止ハンドブックを改正し関係機関に配布する。	上越市子どもの権利基本計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	すこやかなくらし包括支援センター
		9	家庭相談員の配置	家庭相談員を配置し、子育てに関する相談をはじめ、情報提供を行うことで、虐待の予防や早期発見に努め、合わせて虐待を発見した場合に迅速・適切な対応を行う。	子育てに関する情報提供や相談を行うことで、子育て不安の解消や負担感の軽減を図り、虐待予防や虐待の早期発見につなげる。また、虐待を発見した場合は、早期かつ適切に対応することで、児童の健全な育成を図る。	被虐待児童数	361人	前年度より被虐待児童数が減少	家庭相談員の資質向上により、子育てに関する相談に適切に対応することで、虐待予防が図られるとともに、支援・指導が必要な家庭への適切な関わりにより、被虐待児童数を減少させていく。	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	・相談員3名体制で、児童虐待や子育ての悩みに関する相談に応じている。 ・県主催の研修会に3名の家庭相談員が参加した。 被虐待児童数(9月13日現在):351人	・引き続き、相談員3名体制で、児童虐待や子育ての悩みに関する相談に応じている。 ・県主催の研修会に参加する。	上越市子どもの権利基本計画 上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市男女共同参画基本計画	すこやかなくらし包括支援センター



基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度			関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課	
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	上半期の実績	下半期の予定			
		10		児童虐待に関する研修 保育園や子育てひろばの保育士、幼稚園・小学校・中学校の教職員等を対象に、児童虐待に関する研修会を実施する。	子どもとの関わりが深い実務者の資質向上を図り、児童虐待の発生予防・早期発見につなげるとともに、児童や保護者への適切な対応を行う。	研修会参加者数	各園・学校1名以上の参加	各園・学校1名以上の参加	毎年、全小中学校・全保育園等の実務者1人以上が研修に参加(5年間で約690人)することで、各学校・保育園等において児童虐待の早期発見と適切な対応を行うとともに、職場全体の児童虐待に関する意識を高める。	引き続き、全小中学校、全保育園から1人以上参加とする児童虐待に関する研修会を年1回開催し、虐待の早期発見と適切な対応を行うとともに、職場全体の児童虐待に関する意識を高める。	・保育園等の職員を対象とした研修会の実施及び講師派遣 4月28日 私立保育園長等 20人参加 5月8日 公立保育園長 47人参加 6月29日 保育園・認定こども園、母子支援施設、関係課職員 69人参加 7月18日 私立幼稚園園長会議10人参加 ・学校職員を対象とした研修会への講師派遣 4月13日 12人参加	要請に応じて研修会への講師派遣を行う。	上越市子どもの権利基本計画 上越市子ども・子育て支援事業計画 人権総合計画	すこやかなくらし包括支援センター	
		11	追 拡	ファミリーサポートセンター 育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動を連絡、調整する。	地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する。	依頼会員のニーズに対する提供会員の紹介割合	100%	100%	依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介し、育児の相互援助活動を推進する。	・依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介できるよう、広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、各種団体を対象に説明会を行う。 ・提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催する。	・提供会員の確保に向け、18団体に説明会を実施した。 ・提供会員養成講座を2回(各回3日間)開催した。(延べ参加者数68人) 【提供会員の紹介割合】 100% 【会員数(8月末現在)】 依頼会員 399人 提供会員 207人 両方会員 51人 合計 657人	・広報上越に会員募集の記事を掲載する。 ・各種団体を対象に提供会員募集に関する説明会を行う。 ・提供会員養成講座を2回(11月、1月)実施する。	上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市子どもの権利基本計画	こども課	
		12	追	ファミリーヘルプ保育園の運営	家庭において、一時的に保育を受けることができない児童について、昼間、夜間又は24時間の保育サービスを実施する。	保護者の育児疲れの解消や急病時など、緊急又は一時的な保育ニーズに対応する。	ファミリーヘルプ保育園の利用申込数に対する受入れ状況	100%	100%	利用要件に合致した場合には100%受け入れることで、緊急及び一時的な保育ニーズに対応し、児童を安心して預けられる環境整備が図られるため。	・緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境づくりを行う。 ・利用要件に合致した場合には100%受け入れる。	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。	利用要件に合致した場合については100%受け入れる。	上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市男女共同参画基本計画	保育課
		13	追	病児・病後児保育	保育園、幼稚園及び小学校1～3年生に在籍している児童が病氣中及び病氣回復期にあって、集団保育が困難でかつ保護者の都合により家庭で保育が困難な場合に保育等を行う。	病氣中及び病氣回復期にあって、集団保育等が困難な児童を受け入れし、保育等を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を図る。	病児・病後児保育室の利用申込数に対する受入れ率	100%	100%	病児・病後児保育室の利用希望に対し、100%受け入れることで、専門スタッフにより病氣等の子どもが安心して保育等を受けられる。	利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供する。 ・利用申し込みに対して、100%受け入れる。	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。	利用申し込みに対して、100%受け入れる。	上越市子ども・子育て支援事業計画	保育課

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課		
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	上半期の実績			下半期の予定	
		14	追	親子コミュニケーション支援	こども発達支援センター利用者の保護者を対象に、子どもの特性に合わせた対応方法の習得をグループワーク形式で行うほか、孤立感や不安感の軽減につながるよう、保護者同士の交流や意見交換の場を提供する。	親子間のコミュニケーションがよりスムーズにとれるよう、それぞれの家庭での個々具体的な行動や場の状況における子どもとのより良い関わり方について一緒に考える。また、同じ悩みを抱える親同士が話し合い等をする中で、孤立感の軽減や今後の仲間同士のサポートグループづくりにつなげていく。	開始前後のアンケートにて評価	・悩みを話すことができた →回答した割合 →参加者全員 ・子どもとのコミュニケーションが改善したと回答した人数 →増加	・悩みを話すことができた →回答した割合 →参加者全員 ・子どもとのコミュニケーションが改善したと回答した人数 →増加	保護者が学び、保護者同士で交流をもつことで、子どもの特性理解や子育ての不安が軽減され、子どもに対して落ち着いた対応が行える。	・就学前、就学後それぞれ1グループ(6~8名)づつ計2グループの親子コミュニケーション支援を行う。  ・私立保育園・幼稚園、認定こども園を対象に事業を拡充し、一層の切れ目ない子どもの育ちの支援を実行していく。	○基本的な親子コミュニケーション ・公立保育園 29園 ・私立幼稚園 2園 ○丁寧な親子コミュニケーション ・今年度第1回丁寧な親子コミュニケーションを9月29日実施予定。 就学前:9名(見込み) 就学後:6名(見込み)	○基本的な親子コミュニケーション ・公立保育園 15園 ・私立保育園 1園 ・公立幼稚園 2園 ・私立幼稚園 1園 ○丁寧な親子コミュニケーション ・第2~4回を、10/24、11/20、12/15に実施を予定している。また、次年度にフォローアップの会を予定している。 ・アンケート結果についてとりまとめ、次年度以降の実施に反映させる。	上越市子どもの権利基本計画	こども発達支援センター すこやかにくらし包括支援センター
		15	追	配偶者等からの暴力(DV)被害者及びその同伴児への支援	関係部局をはじめ、新潟県配偶者暴力支援センターや警察とのネットワーク強化を図り、DV被害者及び同伴児童の支援に努める。	被害者の安全確保と同伴者の支援に努めることにより、安心した生活を送れる状態にする。	相談員の資質向上のための研修会参加	県などが主催する研修会等へ7回参加し、資質の向上及び他市との連携構築に努めた。	年5回参加	研修会への参加は、単に資質向上だけでなく、相談業務という特殊性から、他市等の相談員との連携・ネットワークづくりが重要であるため。	・寄せられる相談に対し、相談員が適切・的確に対応していくため、県などが主催する研修会・講座へ継続的に参加し、スキルアップと他市との連携体制の継続を引き続き図っていく。	県などが主催する研修会等へ4回、延べ7人参加し、相談員としてのスキルの向上及び、他市等との連携体制の構築を図った。	県などが主催する研修会等へ継続的に参加し、スキルの向上及び、他市等との連携体制の構築を引き続き図る。	上越市男女共同参画基本計画	共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター)
		16		母子生活支援施設	生活の支援が必要な母子を入所・保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。	生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるよう支援を行う。	※施設の維持・管理を行う事業であるため目標値を設定しない。			引き続き、生活の支援が必要な母子に対し、安全で安心な生活の場を確保し、定期的な指導を行い、早期に自立できるよう支援する。	生活の支援が必要な母子に対し、安全で安心な生活の場を確保し、定期的な指導を行い、早期に自立できるよう支援を行った。 【H29年上半期の措置状況】 ・入所:2世帯 ・退所:1世帯 9月末現在の上越市措置世帯数=9世帯	引き続き、生活の支援が必要な母子に対し、安全で安心な生活の場を確保し、定期的な指導を行い、早期に自立できるよう支援する。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課	
		17		若竹寮管理運営事業	入所児童の養護及び自立のための援助を行う。	保護者のいない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養護し、併せて自立のための援助を行う。また、退所した者に対する相談や自立のための援助を行う。	※施設の維持・管理を行う事業であるため目標値を設定しない。			・平成29年4月より指定管理者が業務を行うが、引き続き児童が安全で安心した生活を送るため、支援・指導及び施設内外の環境整備を行う。 ・入所児童の健全育成や社会性を図るため、地域行事に参加するほか、施設内行事を行う。 ・自活を想定した生活実習を行う。	・平成29年4月より指定管理者が業務を行っているが、日常生活の中での児童の安全・安心を確保するための支援、指導を行った。 ・入所児童の健全育成や社会性を図るため、地域行事(町内会まつり)に参加、施設内行事(若竹ふれあいDAY、夏キャンプ)を実施した。	引き続き、日常生活の中での児童の安全・安心を確保するための支援、指導を行う。 ・入所児童の健全育成や社会性を図るため、施設内行事を行う。 ・自活を想定した生活実習を行う。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課 (若竹寮)	
		18	追 拡	大人への各種相談窓口の周知	大人に対し、広報紙やホームページなどで各種相談窓口の周知を行う。	相談窓口の周知を図り、相談の利用を促進することで、子育てに関する不安感や負担感の軽減を図り、虐待予防につなげる。	・広報紙やホームページ掲載による相談窓口の周知 ・虐待予防の啓発チラシへの相談窓口の掲載	なし	実施	相談したい時に相談先が分かるように相談窓口を周知することで、相談の利用促進を図り、虐待予防につなげる。	・引き続き、乳幼児健診会場や、こどもセンター等で啓発チラシを配布する。また広報紙、ホームページ、FM-J等で周知する。	・ホームページの掲載内容を修正するとともに、常に最新の情報に更新を行った。 ・子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて約3,000枚、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種機会などの機会をとりえ約500枚配布した。	・広報11月1日号で、上越市子どもの権利条例について掲載し、子どもの権利の周知を行う。 ・引き続き、乳幼児健診会場や、こどもセンター等でチラシを配布する。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課



基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課	
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	上半期の実績			下半期の予定
6 相談体制の整備						【評価指標】相談窓口の充実について満足していない人の割合 19%⇒9%								
重点施策						【評価指標】相談できると感じる子どもの割合 85%⇒95%								
	1		保育園での相談	保育園において、常時、子育て相談に応じ、助言・その他の援助を行う。	常時、子育て相談に応じることで、子育ての不安感を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合	23.3% (平成25年度子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査)	10%	保育園において、常時、相談窓口を開設することで、子育ての不安感等の緩和を図る。	子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。	ベビー健康プラザ、子育てセミナー等で、相談窓口を掲載した冊子を配布した。 【保護者からの相談に対する対応実施率】100% 【相談件数(8月末現在)】1,611件	引き続き、こどもセンターの催しでの事業周知を行う。 ・子育て支援サイトを活用し、事業周知を図る。	上越市子ども・子育て支援事業計画	保育課
	2		子育てひろばでの相談	子育てひろばにおいて、常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開設し、助言その他の援助を行う。	常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を開設することで、子育ての不安感等を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合	23.3% (平成25年度子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査)	10%	子育てひろばにおいて、常時、相談に応じるほか、専門職員による相談窓口を開設することで、子育ての不安感等の緩和を図る。	子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。	ベビー健康プラザ、子育てセミナー等で、相談窓口を掲載した案内チラシを配布し、事業の周知を図った。 【保護者からの相談に対する対応実施率】100% 【相談件数(8月末現在)】1,301件	引き続き、出生届などの各種手続きやこどもセンターの催しで、案内チラシを配布し、事業周知を図る。 ・子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」を活用し、事業周知を図る。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
	3		こどもセンターでの相談	こどもセンターにおいて、常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開設し、助言その他の援助を行う。	常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を開設することで、子育ての不安感等を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合	23.3% (平成25年度子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査)	10%	こどもセンターにおいて、常時、相談に応じるほか、専門職員による相談窓口を開設することで、子育ての不安感等の緩和を図る。	子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。	ベビー健康プラザ、子育てセミナー等で、相談窓口を掲載したチラシを配布し、事業の周知を図った。 【保護者からの相談に対する対応実施率】100% 【相談件数(8月末現在)】782件	・市民交流施設高田公園オーレンプラザに開設したこどもセンターと継続する市民プラザのこどもセンターの両センターで、相談窓口を開設する。 ・子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」を活用し、事業周知を図る。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
	4	追	子育てインフォ事業	転入者や初めて子育てをする親など、子育てに関し不安を抱える保護者に対して、地域資源の紹介や子育てサービスのコーディネート、諸手続やサービス利用時の同行支援を行う。	子育て世帯が感じる不安感・負担感の軽減を図る。	周知機会	・出生・転入手続きの際に子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを配布	・出生・転入手続きの際に子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを配布	・転入者・出生者へ事業を周知することで、相談の利用が促され、潜在化する保護者の子育て不安の軽減・解消を図る。	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布する。 ・保育園等の入園に関するセミナーを3回(延べ参加者数122人)開催した。 ・妊婦等を対象に、出産後の子育て等に関するセミナーを開催した。(参加者数13人)	・引き続き、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを転入や妊娠届の際に配布する。 ・妊婦等を対象に、出産後の子育て等に関するセミナーを12月9日に開催する。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課	
	5	追	家庭相談員による相談	家庭相談員を配置し、子育てに関する相談、情報の提供、助言・指導を行う。	子育てに関する情報提供や相談を行うことで、子育て不安の解消や負担感の軽減を図り、虐待予防及び虐待の早期発見につなげる。	被虐待児童数	361人	前年度より被虐待児童数が減少	家庭相談員の資質向上により、子育てに関する相談に適切に対応することで、虐待予防が図られるとともに、支援・指導が必要な家庭への適切な関わりにより、被虐待児童数を減少させていく。	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	・相談員3名体制で、児童虐待や子育ての悩みに関する相談に応じている。 ・県主催の研修会に3名の家庭相談員が参加した。 被虐待児童数(9月末見込み):351人	引き続き、相談員3名体制で、児童虐待や子育ての悩みに関する相談に応じている。 ・県主催の研修会に参加する。	上越市子どもの権利基本計画 上越市子ども・子育て支援事業計画 人権総合計画 上越市男女共同参画基本計画	すこやか ならし 包括 支援 センター



基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度			関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課		
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	上半期の実績	下半期の予定				
		6	新	フリーダイヤル相談電話の導入	子どもの権利侵害に関する通話料無料の相談電話の導入を検討する。	子どもの権利侵害に対して速やかで効果的な救済・回復を支援する。	フリーダイヤル相談電話の導入・開設	なし	開設	相談電話をフリーダイヤルとすることで、市民がより相談しやすい環境を整える。	引き続き、フリーダイヤル相談電話の導入を検討するも、相談しやすい情報ツールを合わせて検討する。	市で業務を委託しているあんしんコールセンターにおいて、24時間受け付ける相談電話を設置できている。 ・相談件数48件(うち、夜間・休日受付11件)(8月末現在)	フリーダイヤルについては引き続き検討しつつも、相談しやすい情報ツールを合わせて検討する。		こども課	
		7		思春期電話相談	上越助産師会の助産師が電話相談及び来所相談に応じる。(週5回開設)	生涯を通じた健康づくりの推進に向け、次世代を担う思春期における知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。	相談先の周知回数		思春期保健事業時11回	思春期保健事業・命きずなを考える講座において相談先を周知する。	機会をとらえて相談窓口を周知し、中高生からの相談に応じることで思春期における不安の軽減と正しい知識の普及を図る。	思春期保健事業及び命きずなを考える講座において相談窓口を周知する。	高校生を対象とした思春期保健事業を6校、中学生を対象とした命きずなを考える講座を13校において実施し、相談先の周知を行った。(9月末見込み)	引き続き、思春期保健事業及び命きずなを考える講座において相談先を周知する。 ・10月以降の予定 思春期保健事業4校 命きずなを考える講座5校	上越市健康増進計画 上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市男女共同参画基本計画	健康づくり推進課
		8	追	女性相談員による相談	配偶者からの暴力や、家庭・職場・人間関係の悩みなど様々な問題に対し女性相談員が相談、助言・指導を行う。	相談機関の存在を知らずに悩みを抱えている人に相談窓口について周知し、相談者の安心・安全を図る。	相談窓口の周知	・年4回(6、9、12、3月)町内会を通じて、情報紙「ウイズじょうえつ」で女性相談窓口の周知を行った。また9月号では、配偶者等からの暴力防止に向けた啓発記事を掲載した。 ・市ホームページで女性相談窓口の周知を実施した。	情報紙「ウイズじょうえつ」やホームページでの周知	相談窓口を周知することで、潜在的に悩みを抱えている人に対して、身体的暴力だけでなく暴力もあることを認知させるとともに女性相談窓口の存在を知ってもらうことで、市民の不安解消と安全確保を図る。	引き続き相談窓口の周知を図っていく必要があるため、情報紙や啓発資料を作成・配布する。 情報誌(10,000部×年4回)、女性相談カード(2,000部)、若年層向けのデートDV防止啓発小冊子(3,000部)	男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつ」からの「おたより」を6月、9月の2回、全町内会への班回覧等を行い、相談窓口の周知を図った。	12月、3月の2回、「ウイズじょうえつ」からの「おたより」の全町内会への班回覧等を行うことで、引き続き相談窓口の周知を図る。また、12月15日号の情報紙で配偶者等からの暴力防止に向けた特集記事の掲載を行う。	上越市男女共同参画基本計画	共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)	
		9		教育相談等事業	・学校訪問カウンセラーによる学校での教育相談、電話による教育相談「子どもほっとライン」、面談での教育相談「来所相談」により、児童生徒・保護者等の友人関係や生活などの悩みの軽減、解消を図る。 ・不登校児童生徒適応指導教室を開設し、不登校児童生徒の学校復帰、希望する進路実現のための助言・支援を行う。	いじめや不登校、生徒指導上の問題等について、児童生徒や保護者、教職員に対して相談を行い、早期解決を図る。 ・不登校児童生徒に対し、個別指導や体験活動、教育相談などを行い、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰や希望する進路を実現する。	不登校児童生徒適応指導教室通級生の学校復帰、希望進路の実現度	学校復帰 66.7% 希望進路の実現度 90.0%	学校復帰 70.0% 希望進路の実現度 100.0%	全ての児童生徒が、元気に学校生活ができるようにしたい。そのために、教育相談活動の一層の充実とともに、通常の学校生活を実現できずに困っている全ての児童生徒が、学校復帰、あるいは希望する進路に進むことができるようにすることを目標として取り組む。	・保護者や校長、学級担任等と連絡の機会を増やし、そこで得た情報等を児童生徒への働きかけに生かす。 ・通室する児童生徒や保護者に寄り添った相談やきめ細やかな指導・支援を行い、自信をもたせ、集団への適応能力の向上につながるようにする。	・適応指導教室通室児童生徒数は、16人(8月末現在)。 ・不登校に悩む保護者との教育相談や学校との情報交換を積極的に行い、そこで得られた方策等を連携して指導に生かすことができた。 ・通室児童生徒の考えや要望をこれまで以上に尊重することで、学習等に意欲的に取り組む児童生徒が見られるようになった。	・保護者との教育相談や校長、学級担任等と情報交換を、学期末だけでなく、機会を捉えて行う。 ・南適応指導教室と北適応指導教室の合同体験学習を10月6日に妙高青少年自然の家で行い、自然に親しみとともに、通室児童生徒同士の交流を深める。 ・南適応指導教室と北適応指導教室の合同クリスマス会を12月に行い、通室児童生徒同士の交流を深める。	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育課(教育センター)	
		10	追	JAST(じょうえつあんしんサポートチーム)	いじめや虐待問題に迅速・的確に対応し、早期解決を図るためのチームを組織して機動的な教育相談体制を整え、学校支援を強化する。	学校だけでは解決が困難なケースに対し、学校が主体となって早期に解決できるようにする。	生徒指導上の諸問題を学校や関係機関と連携し、早期解決が図られた割合	56%	毎年、早期解決の割合が前年度より向上	生徒指導上の諸問題を学校や関係機関と連携することで、解決が困難なケースを解決することができる。	・すこやかなくらし包括支援センターとの一層の連携を図り、生徒指導上の課題解決に向けた学校の支援を充実する。	・8月31日現在JASTの受理件数は195件、適応相談室通室児童生徒数は9人(延べ44回)であった。 ・学校からの要請に応じ、学校訪問による指導、スクールソーシャルワーカー(SSW)の派遣や相談を行った。 ・学校だけでは解決が困難な児童生徒を適応相談室での指導を通して学校復帰を支援した。 ・関係機関との定期的な情報交換を通して連携し、適宜学校へ情報提供をした。	・10月12日に市内全小中学校の管理職、生徒指導担当者、養護教諭などから各1名を対象に、虐待の通告に関する研修を実施し、虐待通告に関する教職員の資質向上を図る。 ・学校の要請に応じ、学校訪問、適応相談室での指導、SSW、カウンセラーの派遣を行う。		学校教育課(教育センター)	



基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課		
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	上半期の実績			下半期の予定	
		11		民生委員・児童委員、主任児童委員活動	子どもに関する相談・支援を行い、関係機関と連携し、問題の早期解決に努める。	多様化・深刻化している子どもたちをめぐり課題について、研修などを利用し理解を深め、次代を担う子どもたちの健やかな育ちのため、児童委員・主任児童委員活動の一層の充実を図る。	各種研修を利用し、必要な知識の習得や対応方法を学ぶ	子どもに関する研修会の実施 (市民児協連児童部会、全国主任児童委員研修会、主任児童委員活動研修会、児童虐待防止研修会、児童委員活動研修会、全国児童委員研究協議会)	子どもに関する研修会の実施 (市民児協連児童部会、全国主任児童委員研修会、主任児童委員活動研修会、児童虐待防止研修会、児童委員活動研修会、全国児童委員研究協議会)	各種研修を充実させることで、近年、多様化・複雑化していることもたちをめぐり課題について、理解を深めるとともに、児童委員活動の一層の充実を図ることができるため。	常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。	・8月8日 上越市民生委員児童委員協議会連合会、児童部会で研修会を実施 内容:「ファミリーサポートセンターの利用方法・利用状況について」及び施設見学 出席者:32人 ・9月14日～15日 全国主任児童委員活動研修会へ参加 出席者:2人	・11月 児童虐待防止研修会 ・12月12日 主任児童委員活動研修会 ・1月 全国児童委員研究協議会 ・2月9日 児童委員活動研修会	上越市障害者福祉計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	福祉課
		(12)	(追)(拡)	各種相談窓口の周知 (事業No.5-6、5-18の再掲)	・子どもに対し、「えがお」などで各種相談窓口の周知を行う。 ・大人に対し、広報紙やホームページなどで各種相談窓口の周知を行う。	・子どもが悩みや不安を抱えたときに、「相談場所がわからない」、「誰にも相談できない」という理由で、一人で悩むことがないようにする。 ・大人に対して相談窓口の周知を図り、相談の利用を促進することで、子育てに関する不安感や負担感の軽減を図り、虐待予防につなげる。	・「えがお」での相談窓口の周知 ・広報紙やホームページ掲載による相談窓口の周知 ・虐待予防の啓発チラシへの相談窓口の掲載	「えがお」での周知:実施 広報紙やホームページでの周知:なし 虐待予防の啓発チラシでの周知:なし	「えがお」での周知:継続 実施 広報紙やホームページでの周知:実施 虐待予防の啓発チラシでの周知:実施	・全公立小中学校で配布される「えがお」に相談窓口の電話番号を掲載することで、相談できずにいる子どもを減らす。 ・相談したい時に相談先が分かるように相談窓口を周知することで、相談の利用促進を図り、虐待予防につなげる。	・中学生版「えがお」を中学3年間に改訂し、中学3年まで継続して「えがお」学習を実施することで、相談先の浸透を図る。 (平成29年度から市立全中学校で実施)(再掲) ・引き続き、乳幼児健診会場や、こどもセンター等で啓発チラシを配布する。(再掲)	(再掲) ・市ホームページの掲載内容を加除するとともに、常に最新の情報に更新を行った。 ・子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて約3,000枚、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種機会などの機会をとらえ約500枚配布した。	(再掲) ・広報11月1日号で、上越市子どもの権利条例について掲載し、子どもの権利の周知を行う。 ・子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種機会などの機会をとらえて配布する。 ・11月～12月にかけて、市立小学校、中学校において「えがお」の学習を行い、「えがお」に掲載の相談先を子どもに周知する。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
全71事業		新	追	拡											
		4	17	13											

# 子どもの貧困対策の推進に向けた取組状況

## 1 概要

全国的に子どもの貧困が問題となっており、国、県では子どもの貧困対策の推進に関する法律の整備や推進計画の策定など、取組みが進められている。子育て支援に重きを置いている本市として、子どもの貧困対策を進める必要がある。

子どもの貧困率<全国>…13.9%(平成28年国民生活基礎調査) 対前回は△2.4ポイント(平成25年16.3%)

- ・国(内閣府)…子どもの貧困対策の推進に関する法律(H25.6公布、H26.1.17施行)…別添1,2  
子どもの貧困に関する大綱(H26.8)…別添2,3
- ・新潟県…子どもの貧困対策推進計画(H28.3策定)…別添4,5  
子どもの貧困実態調査(H28.9)…別添6
- ・自治体…子供の未来応援交付金を活用して65団体が、実態調査や計画策定

## 2 現状と課題

子どもの貧困を解消するためには、児童扶養手当、就学援助など直接の支援や、生活保護のような包括的なセーフティネットはあるものの、根底には親の就労や子育ての関わり方など様々な要因(環境)があり、根本的な解決には至っていない。家庭の経済状況にかかわらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障するなど、子どもが豊かで幸せに暮らせる環境を整えていかなければならない。

## 3 課題への対応

貧困対策を進めるにあたり、どのような支援(事業)が求められているのかを把握し、市の対応方針等を推進計画としてまとめ、貧困対策を推進していく。

## 4 内容

(1)どのような支援(事業)が必要なのかを検討する。

- ・「本市における貧困対策に関する事業の実施状況」の確認
- ・「市内における民間団体による貧困対策に関する活動状況」の把握
- ・「アンケート調査」の実施

(2)計画策定について

新たに計画を策定するのか、子どもの権利など既存の計画に入れ込むのかを検討する。

## 5 これまでの経緯

(1)子どもの貧困対策事業一覧作成…子供の未来応援国民運動(支援情報ポータルサイト)へ掲載済…別添7

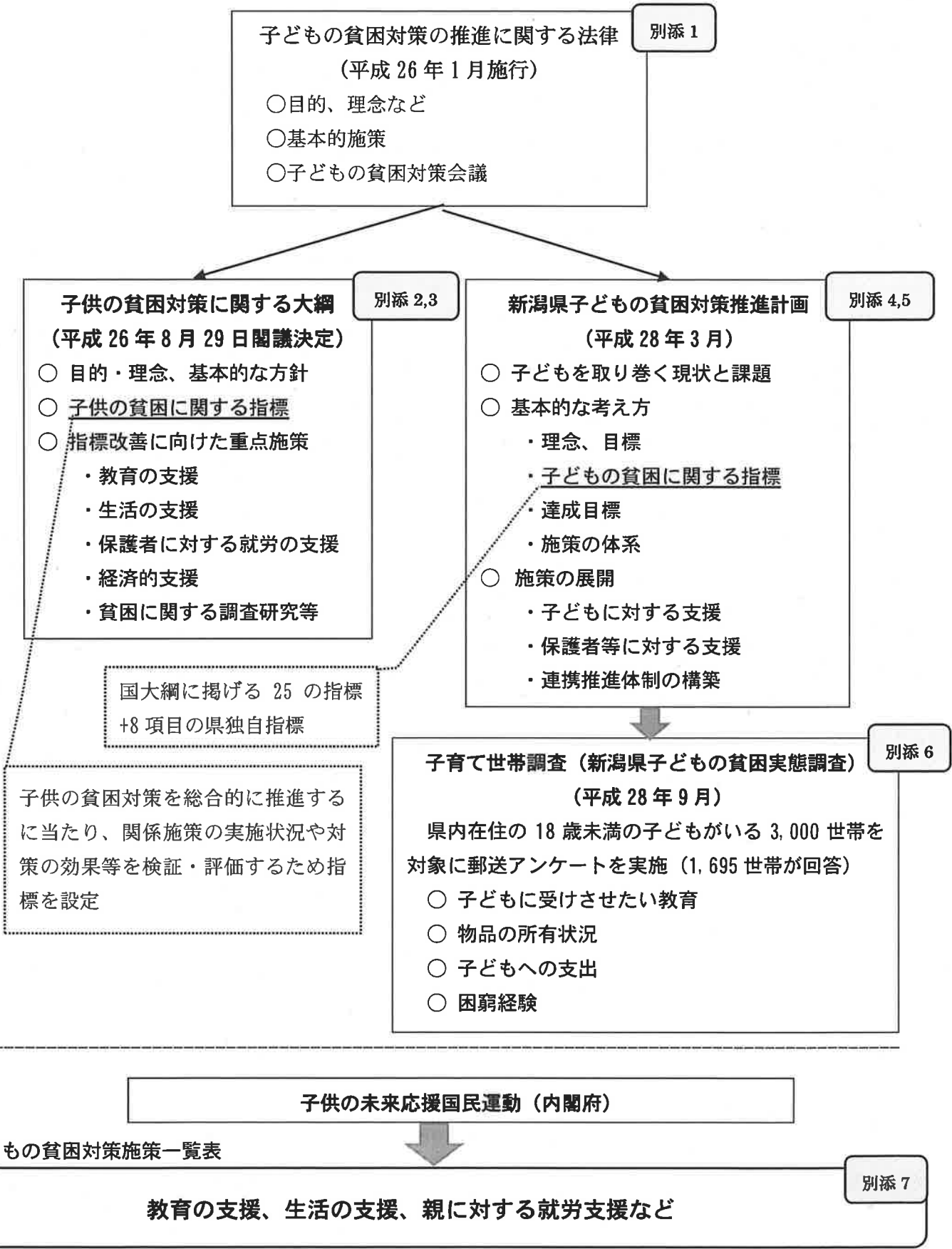
(2)団体との意見交換会開催(H29.7.31)…マミーズ・ネット(子育て支援NPO団体)、いちよう食堂(こども食堂)、高田世界館(フードドライブ)、(学校教育課、こども課)

[主な意見]

- ・行政が介入することで自由な活動でなくなる。
- ・活動している中で、気づきがある。気付いた時につなぐ受け皿がない。
- ・民間活動団体をつなげる役割が必要。
- ・子どもの選択肢が広がる増える支援が必要。
- ・経済的な支援も大事だが、精神的な支援も大変重要。
- ・「こども食堂」を“特別な場所”とはしたくない。孤立させない社会の接点。



子どもの貧困について



子どもの貧困対策の推進に関する法律  
(平成 26 年 1 月 施行)  
○ 目的、理念など  
○ 基本的施策  
○ 子どもの貧困対策会議

別添 1

子供の貧困対策に関する大綱  
(平成 26 年 8 月 29 日閣議決定)  
○ 目的・理念、基本的な方針  
○ 子供の貧困に関する指標  
○ 指標改善に向けた重点施策  
 ・ 教育の支援  
 ・ 生活の支援  
 ・ 保護者に対する就労の支援  
 ・ 経済的支援  
 ・ 貧困に関する調査研究等

別添 2,3

新潟県子どもの貧困対策推進計画  
(平成 28 年 3 月)  
○ 子どもを取り巻く現状と課題  
○ 基本的な考え方  
 ・ 理念、目標  
 ・ 子供の貧困に関する指標  
 ・ 達成目標  
 ・ 施策の体系  
○ 施策の展開  
 ・ 子どもに対する支援  
 ・ 保護者等に対する支援  
 ・ 連携推進体制の構築

別添 4,5

国大綱に掲げる 25 の指標  
+ 8 項目の県独自指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため指標を設定

子育て世帯調査 (新潟県子どもの貧困実態調査)  
(平成 28 年 9 月)  
県内在住の 18 歳未満の子どもがいる 3,000 世帯を対象に郵送アンケートを実施 (1,695 世帯が回答)  
○ 子どもに受けさせたい教育  
○ 物品の所有状況  
○ 子どもへの支出  
○ 困窮経験

別添 6

子供の未来応援国民運動 (内閣府)

子供の貧困対策施策一覧表

教育の支援、生活の支援、親に対する就労支援など

別添 7